

富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム  
平成29年度奨学金募集要項

1. 趣旨

富山大学（以下「本学」という。）における「大学の国際化を推進する学生交流の活性化」促進の一環として、外国への留学を希望する意欲ある本学の優秀な学生の修学上・生活上の支援を行うことを目的とする。

2. 申請要件

- (1) 本学に在籍する学生（ただし、外国人留学生、奨学金受給年度に学部1年生である者、研究生、科目等履修生等を除く。）で、28日以上、1年以内の海外留学を計画する者で、所属学部等の長及び指導教員から推薦のあった者。
- (2) 前年度（休学等により、前年度の成績がない場合は、直近の成績を用いる）の成績評価係数\*が2.30以上であること。

[\*成績評価係数の算出方法]

$$\frac{(\text{優・秀の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) + (\text{不可の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

\*総登録単位数には、H（評価対象外）は含まない。

- (3) 留学に必要な語学力を有すること。
  - (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める留学に関する要件を満たすこと又は本学が教育上有益な学修活動と認めること。
  - (5) 受入れ大学等において、希望する期間の受入れが原則として承諾されていること。
  - (6) (独)日本学生支援機構海外留学支援制度奨学金等の奨学金を受給する予定の学生は対象としない。
  - (7) 平成29年度中に外国への留学を開始すること。  
前期対象期間：平成29年4月1日～平成29年7月31日に留学を開始する者  
後期対象期間：平成29年8月1日～平成30年3月31日に留学を開始する者
  - (8) 過去に本プログラムに採択されていない学生であること。
- (注) 留学期間は3か月以上を推奨する。

3. 支援内容

支援することが決定した学生（以下「支援学生」という。）には、奨学金、授業料相当と認める額を支給する。

(1) 奨学金

奨学金月額（日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）に準じる。）  
：指定都市10万円、甲地区8万円、乙地区7万円、丙地区6万円

(2) 授業料：留学先における授業料相当額（学費・登録料）

※学生交流等に関する協定による授業料免除の場合は支給しない。

※上限金額を30万円とする。

#### 4. 支援人数

予算の範囲内で決定する。

#### 5. 申請手続

申請を希望する者は、所属学部等の長を通じ、以下の申請書類を学長宛てに提出する。なお、申請者の所属学部等は、「2. 受給要件」をすべて満たしていることを必ず確認のこと。また、様式1はパソコン（文字の大きさは10～11フォントを目安）で入力すること。

- (1) 富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム申請書（様式1）
- (2) 富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム推薦書（様式1-2）（推薦文欄は指導教員が記入すること）
- (3) 相手先受入機関等からの内諾書（申請時に提出できない場合は、後日提出可）
- (4) 直近の成績証明書

#### 6. 提出先・提出期限

所属学部・大学院教務担当に確認する。

#### 7. 選考

##### (1) 書類選考

書類選考は、富山大学国際交流センター運営委員会学生海外留学支援専門委員会（以下、「委員会」という）が実施する。

##### (2) 面接選考

面接選考は、学長、国際交流担当理事、国際交流センター長、その他学長が必要と認めた者が実施する。なお、面接選考対象者は、委員会が決定し、その結果を学長から所属学部等の長及び本人宛に書面で通知する。

##### (3) 最終選考

書類、面接選考の結果をふまえ、学長が受給者を決定し、その結果を学長から所属学部等の長及び本人宛に書面で通知する。

#### 8. その他

- (1) 支援学生には、留学経験の質を高めるため、各部局及び国際交流センターが協力して留学の事前研修を行う。
- (2) 支援学生は、留学期間中に求められれば「富山大学基金便り」にメッセージを提出する。留学終了後1ヶ月以内に、報告書（様式5）を提出し、学内報告会にて発表を行う。
- (3) 支援学生に係る奨学金支給方法及び留学期間等変更の手続き方法については、別紙「奨学金に係る取扱いについて」に従うこと。

## 奨学金に係る取扱いについて

## 1. 奨学金額

- (1) 学資金月額（(独)日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）に準じる。）  
：指定都市10万円、甲地区8万円、乙地区7万円、丙地区6万円
- (2) 授業料：留学先における授業料等相当額（学費・登録料）  
※学生交流等に関する協定による授業料相互不徴収の場合は支給しない。  
※上限金額を30万円とする。

## 2. 奨学金申請方法

## (1) 学資金

四半期ごとに下記書類を提出する。（提出先：国際部留学支援課）

- ①学資金請求書（様式2）・・・各支給期間開始時に提出する。（毎月5日までに提出の場合は、当月中に支給するが、それ以降の場合、翌月の支給とする。）
- ②在学証明書（様式3）・・・各支給期間終了後に提出する。

## (2) 授業料

渡航前に下記書類を提出する。渡航までに書類が提出できない場合は、提出可能になった後、直ちに提出のこと（提出書類確認後、支給する）。（提出先：国際部留学支援課）

- ①授業料等請求書（様式4）
- ②授業料の金額が確認できる本人宛の請求書、領収書（領収書は後日提出でも可）  
（上記書類が日本語以外の場合は和訳を添付する。）

(3) 請求書等は、国際部留学支援課が確認し、経理課に提出する。

(4) 奨学金は、学生本人の日本の銀行口座に振り込むこととし、経理課が処理する。

(5) 外貨で授業料を支払った場合は、領収書と同日のレートで日本円換算し、支給する。その際、先に提出した請求書に基づき支払った金額と差異が生じる場合は、上限金額の範囲内で精算する。

## 3. 支給方法

- (1) 学資金は、四半期ごとに支給する。
- (2) 授業料は、原則として渡航前に支給し、帰国後に精算する。（渡航前に支給する場合は請求書等金額が証明できる書類を提出し、帰国後は領収書を提出のこと）
- (3) 留学開始月と留学終了月についてはそれぞれの月の留学日数の計によって、以下のとおり支給する。

留学日数計	開始月	終了月
15日未満	×	×
15日以上45日未満	○	×
45日以上	○	○

#### 4. その他

- (1) 帰国後、所属学部等の長を通じ、1か月以内に報告書（様式5）を提出する。
- (2) 学内報告会にて発表を行う。
- (3) 留学期間、留学内容等に変更が生じた場合は、所属学部等の長を通じ、学長宛てに変更内容を届け出る。（様式自由）
- (4) 留学期間を延長しても、追給はしない。留学期間が短縮された場合は、返納しなければならない。

富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム 国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市(別表1に記載)
アジア	100 台湾	丙	台北
	101 バングラデシュ	丙	
	102 ブータン	丙	
	103 ブルネイ	丙	
	104 カンボジア	乙	
	105 中国	丙	北京、上海
	106 香港	乙	
	107 インド	丙	
	108 インドネシア	乙	ジャカルタ
	109 大韓民国	乙	ソウル
	110 ラオス	乙	
	111 マカオ	丙	
	112 マレーシア	乙	クアラルンプール
	113 モンゴル	丙	
	114 ミャンマー	乙	ヤンゴン
	115 ネパール	丙	
	116 パキスタン	丙	
	117 フィリピン	乙	マニラ
	191 シンガポール	指定	シンガポール
	119 スリランカ	丙	
	120 タイ	乙	バンコク
	121 ベトナム	乙	
	122 アフガニスタン	丙	
	123 東ティモール	乙	
124 モルディブ	丙		
中南米	201 アルゼンチン	丙	ブエノスアイレス
	202 ボリビア	丙	
	203 ブラジル	丙	サンパウロ、リオデジャネイロ
	204 チリ	丙	
	205 コロンビア	丙	
	206 コスタリカ	丙	
	207 キューバ	丙	
	208 ドミニカ共和国	丙	
	209 エクアドル	丙	
	210 エルサルバドル	丙	
	211 グアテマラ	丙	
	212 ホンジュラス	丙	
	213 ジャマイカ	丙	
	214 メキシコ	丙	メキシコシティ
	215 ニカラグア	丙	
	216 パナマ	丙	
	217 パラグアイ	丙	
	218 ペルー	丙	リマ
	219 トリニダード・トバゴ	丙	
	220 ウルグアイ	丙	
	221 ベネズエラ	丙	
	222 ハイチ	丙	
中近東	301 バーレーン	甲	
	302 キプロス	甲	
	303 イラン	甲	
	304 イラク	甲	
	305 イスラエル	甲	エルサレム
	306 ヨルダン	甲	
	391 クウェート	指定	クウェート
	307 クウェート	甲	上記指定都市以外
	308 レバノン	甲	
	309 オマーン	甲	
	310 カタール	甲	
	392 サウジアラビア	指定	ジッダ、リヤド
	311 サウジアラビア	甲	上記指定都市以外
	312 シリア	甲	
	313 トルコ	甲	
393 アラブ首長国連邦	指定	アブダビ	
314 アラブ首長国連邦	甲	上記指定都市以外	
315 イエメン	甲		

富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム 国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市(別表1に記載)
アフリカ	401 アルジェリア	丙	
	402 カメルーン	丙	
	403 コンゴ共和国	丙	
	491 コートジボワール	指定	アビジャン
	404 コートジボワール	丙	上記指定都市以外
	405 エジプト	丙	カイロ
	406 エチオピア	丙	
	407 ガボン	丙	
	408 ガーナ	丙	
	409 ギニア	丙	
	410 ケニア	丙	ナイロビ
	411 リベリア	丙	
	412 リビア	丙	
	413 マダガスカル	丙	
	414 モーリタニア	丙	
	415 モロッコ	丙	
	416 ナイジェリア	丙	
	417 セネガル	丙	
	418 南アフリカ	丙	ケープタウン
	419 スーダン共和国	丙	
	420 タンザニア	丙	
	421 チュニジア	丙	
	422 コンゴ民主共和国	丙	
	423 ザンビア	丙	
	424 ジンバブエ	丙	
	425 チャド	丙	
	426 ウガンダ	丙	
	427 ボツワナ	丙	
	428 南スーダン共和国	丙	
429 シエラレオネ	丙		
北米	501 カナダ	甲	ヴァンクーバー、トロント、モントリオール
	591 アメリカ合衆国	指定	ロスアンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン
	502 アメリカ合衆国	甲	ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオーリンズ 等上記指定都市以外
オセアニア	601 オーストラリア	乙	シドニー、メルボルン
	602 ニュージーランド	乙	ウェリントン
	603 パプアニューギニア	乙	
	604 パラオ	乙	
	605 マーシャル諸島	乙	
	606 ミクロネシア	乙	
	607 フィジー諸島	乙	
	608 キリバス	乙	
	609 ナウル	乙	
	610 ソロモン諸島	乙	
	611 トンガ	乙	
	612 ツバル	乙	
	613 バヌアツ	乙	
	614 サモア	乙	
	615 クック諸島	乙	
	616 ニウエ	乙	
	617 トケラウ諸島	乙	
	618 ニューカレドニア	乙	

富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム 国・地域区分

	国・地域名	地域区分	主な都市(別表1に記載)
ヨーロッパ	701 アルバニア	乙	
	702 オーストリア	甲	ウィーン
	703 エストニア	乙	
	704 ラトビア	乙	
	705 リトアニア	乙	
	706 ベルギー	甲	ブラッセル
	707 ブルガリア	乙	ソフィア
	708 ベラルーシ	乙	
	709 カザフスタン	乙	
	710 ウクライナ	乙	
	711 ウズベキスタン	乙	タシケント
	712 クロアチア	乙	
	713 チェコ	乙	プラハ
	714 デンマーク	甲	コペンハーゲン
	715 フィンランド	甲	
	791 フランス	指定	パリ
	716 フランス	甲	上記指定都市以外
	717 ドイツ	甲	フランクフルト、ハンブルグ
	718 ギリシャ	甲	
	719 ハンガリー	乙	ブダペスト
	720 アイスランド	甲	
	721 アイルランド	甲	
	722 イタリア	甲	ローマ
	723 ルクセンブルグ	甲	
	724 マルタ	甲	
	725 マケドニア	乙	
	726 オランダ	甲	アムステルダム
	727 ノルウェー	甲	
	728 ポーランド	乙	
	729 ポルトガル	甲	
	730 ルーマニア	乙	
	792 ロシア	指定	モスクワ
	731 ロシア	乙	サンクトペテルブルグ 等上記指定都市以外
	732 スロバキア	乙	
	733 スロベニア	乙	
	734 スペイン	甲	マドリッド
	735 スウェーデン	甲	
	793 スイス	指定	ジュネーブ
	736 スイス	甲	チューリッヒ 等上記指定都市以外
	794 英国	指定	ロンドン
	737 英国	甲	上記指定都市以外
	738 セルビア	乙	
	739 ボスニア	乙	
	740 キルギス	乙	
	741 タジキスタン	乙	
742 モンテネグロ	乙		
743 アゼルバイジャン	乙		
744 リヒテンシュタイン	甲		
745 ジョージア	乙		
その他	000 その他の国・地域	—	
	000 アルメニア	乙	
	000 コソボ	乙	
	000 トルクメニスタン	乙	
	000 モルドバ	乙	
	000 ボルネオ	乙	